千葉市
CHIBA CITY

千葉市地域商業活性化支援メニュー

令和５年度

本市の地域商業を活性化するため、商店街利用者の利便性向上に資する環境整備や売上増を目指す創意工夫した取組みを行う、市内商業者の皆様、商業団体の方々に対する支援制度を紹介します。予算の範囲内となりますが、積極的なご利用・ご相談をお待ちしております。

なお、実際にご利用を希望する場合は、必ず問合せ先に詳細を確認するようお願いします。

◆商店街活動に対する支援

商店街共同施設整備事業　【産業支援課】

趣　　旨　：　商店街の振興又は商店街来街者の安全・安心な環境維持のために、商業団体が実施する商店街共同施設整備事業に要する経費について補助金を交付します。

対 象 者　：　以下の要件を満たす商業団体。

・市内に主たる事業所を有すること。

・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から１年以上を経過し相当の事業実績を有すること。

対象事業　：　商店街共同施設

アーチ、アーケード、防犯カメラ、カラー舗装、駐車場、放送設備、映像設備、その他市長が適当と認める施設をいう。

①　商店街共同施設の設置

補助対象経費	工事請負費（設置費）
補助率	２／３以内
補助限度額	２，０００万円（但し、予算の範囲内）

②　商店街共同施設の修繕

補助対象経費	修繕料
補助率	１／２以内
補助限度額	１，０００万円（但し、予算の範囲内）

留 意 点　：　土地取得及びこれに伴う移転補償、道路法、建築基準法その他法令に違反する施設、市の他の補助金等交付の対象施設など、その他市長が補助事業として不適当と認めるものは対象外となります。

問合せ先　：　産業支援課　経済振興班　電話 043-245-5277

商店街高度化事業　【産業支援課】

趣　　旨　：　地域住民等のニーズや商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえた上で、地域経済の持続的な発展を図るために実施する商店街の中長期的発展及び自立化の促進に寄与する商店街施設の環境整備事業等に要する経費について補助金を交付します。

対 象 者　：　商店街振興組合、商店街協同組合

対象事業　：　①　研修会等設置事業（１～３年度事業）

事業趣旨に沿った事業推進体制の確立及び事業運営の円滑化を図るための研修会等を実施する事業。

補助対象経費	報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、 通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	１／２以内（補助期間３年間）
補助限度額	２０万円／年（但し、予算の範囲内）

②　基本計画策定事業（１つの事業につき１カ年度まで）

事業趣旨に沿った基本計画を策定する事業。

補助対象経費	委託料（設計費を含む）
補助率	１／２以内
補助限度額	３００万円（但し、予算の範囲内）

③　実施計画策定事業（１つの事業につき１カ年度まで）

事業趣旨に沿った基本計画に基づく実施計画（基本設計を含む）を行う事業。

補助対象経費	委託料（設計費を含む）
補助率	１／２以内
補助限度額	２００万円（但し、予算の範囲内）

④　環境整備事業

事業趣旨に沿った基本計画及び実施計画に基づく商店街施設の建設等を行う事業。

補助対象経費	工事請負費（設計管理費、工事費）
補助率	１／２以内
補助限度額	２億円（但し、予算の範囲内）

留 意 点　：　特定企業の利益とみなされるもの、環境整備事業の総額が4,000万円以下のもの、道路法、建築基準法及びその他の法令に違反する事業、施設建設用地の取得、その他市長が補助事業として不適当と認めるものは対象外となります。

問合せ先　：　産業支援課　経済振興班　電話 043-245-5277

商店街街路灯補助金　【各区役所】

趣　　旨　：　夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るため、商業団体が商店街の街路灯を管理（電気料）・修理・設置・撤去をする場合、その費用の一部を補助しています。

対 象 者　：　商店街振興組合、商店街協同組合及び任意の商業団体で区長が認める者で、以下の要件を満たす商業団体。

・市内に主たる事業所を有すること。
・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から１年以上を経過し相当の事業実績を有すること。

対象事業　：　①　管理費補助金
対象経費：街路灯の電気料
補 助 率：75％

②　設置費補助金
対象経費：街路灯の新規設置費用
補 助 率：2/3（補助額上限は 16 万円）

③　修理費補助金
対象経費：街路灯の修理費用（基礎工事、塗装工事、LED から LED の電球交換、LED 化するための電球交換に限る）
補 助 率：1/2（補助額上限は、基礎工事２万円、塗装工事１万円、LED から LED の電球交換１万５千円、LED 化するための電球交換２万５千円）

④　撤去費補助金
対象経費：街路灯の撤去費用
補 助 率：１/２（補助額上限は４万円）
（要件）
・設置から１０年以上経過していること。（団体の解散に伴う場合は除く）
・道路法第２条第１項に規定する道路上に設置されている街路灯の場合は、当該道路の原形復旧に関して、道路管理者と事前に協議が完了していること。

申請窓口　：　中央区地域づくり支援課　221-2169
花見川区地域づくり支援課 275-6224
稲毛区地域づくり支援課　284-6107
若葉区地域づくり支援課　233-8124
緑区地域づくり支援課　292-8107
美浜区地域づくり支援課　270-3124

地域活性化支援事業　【各区役所】

趣　　旨　：　地域の生活課題の解決やまちづくりに向けた、区民の皆さんの主体的な取り組みに対し、活動資金の支援を行い、公益活動の推進と自立的、継続的な活動の発展を目指す制度です。

対 象 者　：　区ごとに条件や応募資格が設定されていますので、募集要項等でご確認ください。

＜参考：中央区＞

対象団体

町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、ＮＰＯ法人、商業団体、大学の学生サークル等、区内で主体的にまちづくり活動を行う（予定の）団体

※政治・選挙・宗教活動、公益を害する恐れのある活動を行う団体などは除きます。

応募資格

申請団体は次のいずれにも該当する者とする。

（１）１年以上継続して活動していること。又は今後１年以上継続して活動する見込みがあること。

（２）団体の事務所が千葉市内にあること（団体の事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住しているもの。）。

（３）当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は第９条第１項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（４）団体の代表者は、未成年者ではないこと。（ただし、代表者が未成年者である団体において、当該支援事業の実施に関し、事業の申請までに書面にて保護者もしくは在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合は除く。）

対象経費　：　各区役所にお問い合わせください。

	コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度募集時期（目安）
中央区	地域づくり活動支援	区内の地域課題の解決や魅力あるまちづくりに取り組むことを目的とした事業	・上限 20 万円／年（単年度事業） ・上限 30 万円／年（継続事業） （補助対象期間内において合計 50 万円） ・補助期間　　１～３年間 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要	１月締切
	区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づいたまちづくりに取り組むことを目的とした事業	・上限５０万円／年（単年度事業） ・上限５０万円／年（継続事業） （補助対象期間内において合計１50 万円） ・補助期間　　１～３年間 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要	３月締切
	地域拠点支援事業（令和４年度は募集なし）	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	・補助率　　大学等と連携　10／10 その他の場合　1／2 【家賃補助】 ・上限 120 万円（月額 10 万円） ・補助期間　最大３年間 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要 【改装費及び事業開始経費補助】 ・上限 50 万円 ・補助期間　１事業につき１回（初年度に限る）	

	コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度 募集時期 （目安）
花見川区	地域 づくり 活動支援	町内自治会等が実施する地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業	・上限３０万円／年 ・補助期間　　１～３年間 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要	１月中旬 締切
	区テーマ 解決支援	区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動事業		
	地域拠点 支援事業 （令和４年度は【改装費及び事業開始経費補助】のみ募集）	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	・補助率　　大学等と連携　10／10 その他の場合　1／2 【家賃補助】 ・上限 120 万円（月額 10 万円） ・補助期間　最大３年間 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要 【改装費及び事業開始経費補助】 ・上限 50 万円 ・補助期間　１事業につき１回	
稲毛区	地域 活性化 活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	・上限 20 万円／年 ・補助期間　　１年間 ※３回を限度に申請が可能。 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要	１月 締切
	区テーマ に基づく 活動支援	区が設定するテーマに基づく活動支援		
	地域拠点 支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備の支援 補助経費：家賃補助、設備補助	・補助率　　市内の学生団体　１０／１０ その他団体　　１／２ 【家賃補助】 ・上限１８０万円 ・補助期間　１年間 ※活動支援に対する補助を受ける場合に限り３回を限度に申請が可能。 ただし毎年度の申請及び審査が必要。 【設備補助】 ・上限３０万円 ・補助期間　１年間 ※設備補助は初年度の１回のみ	
若葉区	地域 づくり 活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	・上限２０万円／年（２、３年目　上限１０万円） ※最大連続３年間申請可	12 月 締切
	区テーマ 解決支援	区が設定するテーマに基づく活動事業	・上限２０万円／年（２、３年目　上限１０万円） ※最大連続３年間申請可	
	地域拠点 支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	【改装費及び事業開始経費補助】 ・上限２５万円 （学生等で構成される団体と連携する場合は５０万円） 【家賃補助】※最大連続３年間申請可 ・上限６０万円 （学生等で構成される団体と連携する場合は１２０万円）	

	コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度募集時期（目安）
緑区	地域づくり活動支援	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動	・上限 20 万円／年 ・補助期間　同一事業について最大３年 ※毎年度の申請及び審査が必要	１月締切
	区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づき、実施する活動	・上限５０万円／年 ・区分１　補助金対象額が２０万円以下 補助金額＝補助対象額×１０／１０ ・区分２　補助金対象額が２０万円超 補助金額＝２０万円＋（補助対象経費－２０万円）×１／２ ・補助期間　同一事業について最大３年 ※毎年度の申請及び審査が必要	
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備及び確保	【改装費及び事業開始経費補助】 ・学生等で構成される団体と連携する場合 上限５０万円・補助率１０／１０ ・上記以外の場合　上限２５万円・補助率１／２ ・補助期間　初年度の１回のみ 【家賃補助】 ・学生等で構成される団体と連携する場合 上限１２０万円(１０万円／月)・補助率１０／１０ ・上記以外の場合 上限６０万円(５万円／月)・補助率１／２ ・補助期間　同一事業について最大３年 ※毎年度の申請及び審査が必要	１２月締切
美浜区	地域づくり活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	・上限 20 万円／年 ・補助率　１０／１０ ・補助期間　区テーマ活動支援と合わせて最大３年 ※毎年度の申請及び審査が必要	２月締切 ※R5 年度追加募集（５月末締切）
	区テーマ活動支援	区が設定するテーマに基づき、実施する活動事業	・上限30 万円／年 ・補助率　１０／１０ ・補助期間　地域づくり活動支援と合わせて最大３年 ※毎年度の申請及び審査が必要	
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備	【改装費及び事業開始経費補助】 ・学生等で構成される団体と連携する場合 上限５０万円・補助率１０／１０ ・上記以外の場合　上限２５万円・補助率１／２ ・補助期間　１事業につき初年度の１回のみ 【家賃補助】 ・学生等で構成される団体と連携する場合 上限６０万円(５万円／月)・補助率１０／１０ ・上記以外の場合 上限３０万円(2.5 万円／月)・補助率１／２ ・補助期間　最大３年 ※毎年度の申請及び審査が必要 ※新たに拠点を整備する場合に限る	

※上表は令和５年度の内容です。
※各区により、コース内容、募集時期等が異なりますので、利用する場合は各区地域づくり支援課に確認ください。

【問合せ先】中央区地域づくり支援課　221-2105　若葉区地域づくり支援課　233-8122
緑区地域づくり支援課　292-8105　花見川区地域づくり支援課　275-6203
稲毛区地域づくり支援課　284-6105　美浜区地域づくり支援課　270-3122

◆繁盛店を目指す商業者への支援

商業アドバイザー派遣事業　【千葉市産業振興財団】

趣　　旨　：　専門知識を有する専門家を活用して、商店街及び個店の運営や経営面の問題解決を図り、魅力ある商店づくりをサポートします。

対 象 者　：　千葉市内の商店街（商店街振興組合、商店街協同組合、任意組合等を含む）、個店

対象事業　：　商店街が活性化のために行おうとする各種事業の課題解決
個店の経営面での各種問題解決

①派遣日数
商店街：１０日以内とします
個店：１日とします

②派遣費用
商店街：無料
※　事業実施に係る各種費用については自己負担となります。
個店：1 万円（受益者負担分）
※　アドバイザーへの謝金額の 1/2 を財団が負担します。

問合せ先　：　産業創造課　電話 043-201-9506

商業者育成に関する講座　【千葉市産業振興財団】

趣　　旨　：　地域商業の活性化及び後継者育成のため、時流に即したテーマを設定するとともに体系的に習得できる実践的なセミナー「スキルアップ集中セミナー」を実施します。

対 象 者　：　千葉市内の商業者

開催時期　：　年１回程度開催
産業振興財団のホームページ、メルマガ等でお知らせします。

問合せ先　：　産業創造課　電話 043-201-9506

訪日外国人向けの情報発信　【観光プロモーション課】

趣　　旨　：　訪日外国人客向け店舗検索サイト「千葉おもてなしSHOPガイド」を運営し、本ウェブサイトへの登録店舗の拡充や多言語メニューの準備率の向上を図るとともに情報発信を行い、本市への訪日外国人客誘致と市内での消費喚起に繋げることを目的としています。

対 象 者　：　飲食事業者、小売事業者、その他サービス事業者（美容、観光体験等）

対象事業　：　千葉おもてなしSHOPガイドへの飲食店、物販店、美容などその他サービスの情報掲出（無料）

千葉おもてなしSHOPガイドの特徴

① 訪日外国人客が自分の行きたい飲食店、物販店、美容などのその他サービスを検索するWEBサイトです
② 市内の飲食店、小売店、その他サービス店舗は、**無料**で店舗情報を登録・更新できます
③ **多言語メニュー**を作成できます
（食事メニューを日本語で入力するだけで、**14種類**の言語に翻訳可能）
④ **クーポン**を登録できます
⑤ GPSによる検索機能で、**現在地から近いお店の検索**ができます
⑥ 様々なジャンルに対応した**「指差し会話ツール」**が利用できます（14言語対応）
⑦ 料理に使用する食材を示す35種類の**ピクトグラム（絵文字）**が利用できます
⑧ 食に関する国別の習慣や宗教、接客のポイントなどの**「おもてなしの心得」**が閲覧できます
⑨ 「**英語メニューステッカー**（下図参照）」（訪日外国人客向けに外国語メニューを置く飲食店の入り口等に貼り付けるステッカー）を配布しています
⑩ **テイクアウト・デリバリー**の情報を掲載できます

問合せ先　：　観光プロモーション課　海外集客班　電話 043-245-5066

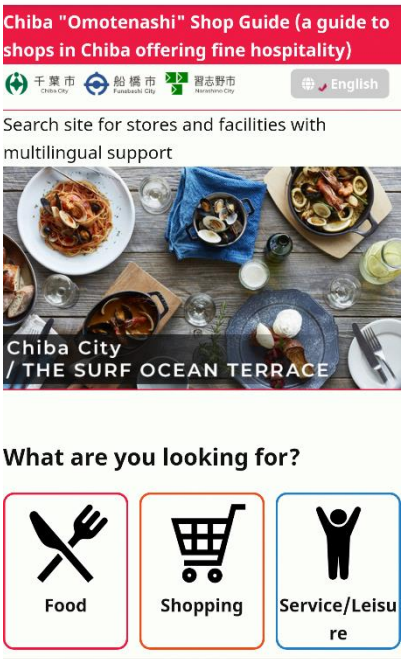

「千葉おもてなしSHOPガイド」
ホームページアドレス
一般向け　：http://omotenashi-chiba.net/
店舗登録用：
http://omotenashi-chiba.net/create/

登録マニュアルは以下URLか、千葉市HPのおもてなしSHOPガイドの紹介ページからダウンロードできます。
（市HPで「おもてなしSHOP」で検索）
https://omotenashi-chiba.net/create/data/manual.pdf

←「千葉おもてなしSHOPガイド」トップページ

◆新たな商業の担い手支援

特定創業支援等事業　【産業支援課】

趣　　旨　：　国の認定を受けて千葉市が実施する「特定創業支援等事業」は、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的としたもので、この認定者は、登録免許税の軽減等、各種の支援を受けることができます。
この事業の対象は、千葉市産業振興財団、千葉商工会議所、千葉県信用保証協会、千葉大亥鼻イノベーションプラザ、CHIBA-LABO で実施する創業セミナー等となっています。

対 象 者　：　千葉市内で創業を目指す者（小売・飲食サービス業を含む）

認定条件　：　既定のセミナーの講義をすべて受講した場合に、市への申請に基づき、証明書が交付されます。実施時期等はお問い合わせください。

問合せ先　：　産業支援課　スタートアップ支援室　電話 043-245-5292

※QR コード読み取りでもアクセスいただけます。

ホームページ　：　https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/sougyoshienkeikaku.html

千葉市創業支援補助金　【産業支援課】

趣　　旨　：　創業を推進するため、特定創業支援等事業を受講した意欲ある市内創業者に対し、創業に必要な経費を補助する。

対 象 者　：　次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。
①補助金交付申請時点で創業２年以内の創業者又は創業予定者。
②特定創業支援等事業（創業者向けセミナー等）の全日程を受講した創業者又は創業予定者（受講から２年以内）。

補 助 率　：　１／２

補助上限額：　３０万円

募集期間　：　令和５年４月１７日（月）～　令和６年１月３１日（水）
※応募状況により、募集期間は早期終了する可能性がございます。

問合せ先　：　産業支援課　スタートアップ支援室　電話 043-245-5292

※QR コード読み取りでもアクセスいただけます。

ホームページ　：　https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyousiennhozyokin.html

チャレンジ資金　【産業支援課】

融資対象者　：　これから市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は創業後５年未満の者。

融資限度額　：　3,500 万円

融資期間（据置期間）：　運転　５年以内（６か月）
設備　７年以内（１年）

返 済 方 法　：　元金均等　元利均等　期日一括

融 資 利 率　：　１年以内　年　1.1％以内
３年以内　年　1.3％以内
５年以内　年　1.5％以内
７年以内　年　1.8％以内

利子補給率　：　1.4％

信 用 保 証　：　創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証制度

問 合 せ 先　：　産業支援課　経営支援班　電話 043-245-5284

※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせ下さい

◆資金調達支援

振興資金　【産業支援課】

融資対象者　：　市内で事業を営む中小事業者又は事業組合
　　ただし、融資対象となる事業を１年以上継続して営んでいる者
融資限度額　：　２億円（うち運転資金は 8,000 万円）
融資期間（据置期間）：　運転　７年以内（なし）
　　設備　１５年以内（1 年）
返 済 方 法　：　元金均等　元利均等（設備のみ期日一括）
融 資 利 率　：　１年以内　年　1.2％以内
　　３年以内　年　1.4％以内
　　５年以内　年　1.6％以内
　　７年以内　年　1.9％以内
　　10 年以内　年　2.1％以内
　　15 年以内　年　2.3％以内
利子補給率　：　運転　0.0％
　　設備　0.8％（ただし上限は「融資利率△0.2％」）
信 用 保 証　：　必要により普通保証
問 合 せ 先　：　産業支援課　経営支援班　電話 043-245-5284
　　※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせ下さい

小規模事業資金　【産業支援課】

融資対象者　：　市内で事業を営む従業員２０人（商業・サービス業は５人。ただし、宿泊業娯楽業は除く。）以下の中小企業者。
融資限度額　：　2,０００万円
融資期間（据置期間）：　運転　７年以内（6 か月）※期間１年以内の期日一括返済可
　　設備　１０年以内（1 年）
返 済 方 法　：　元金均等　元利均等　期日一括
融 資 利 率　：　１年以内　年　0.9％以内
　　３年以内　年　1.1％以内
　　５年以内　年　1.3％以内
　　７年以内　年　1.6％以内
　　10 年以内　年　1.8％以内
利子補給率　：　0.8％（ただし上限は「融資利率△0.2％」）
信 用 保 証　：　小口零細企業保証
問 合 せ 先　：　産業支援課　経営支援班　電話 043-245-5284
　　※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせ下さい

◆千葉県の支援メニュー

活性化推進事業（連携事業）

趣　　旨　：　地域商業が抱える課題を解決するために複数の団体が連携して取り組む事業を支援します。

補助対象事業　：　地域商業が抱える課題を解決するために実施する地域商業活性化の取組であり、地域ならではの創意工夫や、新規的側面のある事業

対 象 者　：　商工会・商工会議所、商店街団体、NPO 法人等

※１：商業者を含む複数の団体によるグループであること。

※２：千葉市に所在する申請者が連携する主たる団体については、千葉市外での活動を十分に行っていること。

【連携の例】

・商店街団体と、他の団体（ＮＰＯ法人、まちづくり会社、学校、観光協会等）による連携グループ

・商店街同士の広域連携グループ

補 助 率　：　対象事業費の２/３以内

補助限度額　：　１００万円

問合せ先　：　千葉県商工労働部経営支援課　商業振興班　電話 043-223-2824

要綱、申請様式については、千葉県 HP より閲覧・ダウンロードが可能です。

https://stg3.pbl.pref.chiba.lg.jp/keishi/shougyoushinkou/chiikishougyou-youkoutou.html

千葉市地域商業活性化支援メニュー 令和５年度	■ 問合せ先 ■ 千葉市経済農政局経済部産業支援課 経済振興班 電話： 043-245-5277 FAX： 043-245-5590

※内容は令和５年５月時点のものになります。